

# 豚熱等に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について (案)

令和 3 年 2 月 26 日

牛豚等疾病小委員会委員長

## 1 牛豚等疾病小委員会における審議概要

牛疫、口蹄疫及び豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）の一部変更について、令和3年1月7日に開催された第69回牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）において審議した。

審議においては、以下の項目を中心に確認した。

- (1) 豚熱の防疫指針について、確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、予防的ワクチン接種等の運用見直し（知事認定獣医師による接種、農場抽出による免疫付与状況確認検査等）
- (2) 牛疫、口蹄疫及び豚熱の防疫指針について、アフリカ豚熱の防疫指針と同等の野生動物対策（家畜での患畜又は疑似患畜確認時の野生動物の浸潤状況調査等）の追加

委員からは、豚熱の防疫指針に関して、

- ① 知事認定獣医師の要件等について明確化する必要があるのではないか（ワクチン接種に係る役務の提供の対価が適切に設定されていることの判断基準、家畜保健衛生所と連携した飼養衛生管理の指導、使用済みワクチンの回収方法等）
- ② 知事認定獣医師が初回接種を実施できない理由は何か（接種可能としても良いのではないか）
- ③ 養豚県における知事認定獣医師、飼養衛生管理を指導できる管理獣医師の十分数の確保は引き続き課題
- ④ 免疫付与状況確認検査の対象については、現在の調査結果を踏まえ、ワクチン接種を開始したばかり県の取扱いを含めて、抽出

の対象を検討するべき

- ⑤ 野生イノシシ対策においてサーベイランス強化が必要な地域、飼養豚と野生イノシシ検査の交差汚染防止、イノシシ生息密度等を踏まえた防護柵の有効性の考慮

についての意見があった。

委員からは、口蹄疫の防疫指針に関して、

- ⑥ 抗ウイルス資材については、発生状況等の状況次第では使用する可能性を残しておくということによいか
- ⑦ 野生動物における浸潤状況調査の捕獲等の際には、人が感染を拡散させないように十分な注意喚起をすべき。環境省や環境部局との連携が必要

等について意見があった。

## 2 防疫指針案の修正

事務局は、委員からの意見を踏まえ、

①については、運用については今後留意事項や運用マニュアル等において整理し、小委に報告、

②については、知事認定獣医師でも初回接種できる旨を追記、

③については、各都道府県における実行性を担保できるよう引き続き状況を確認、

④については、今後、小委へ諮り、留意事項を修正、

⑥については、現修正案でも抗ウイルス資材は使用可能であるとともに、今後の研究結果や確保状況に合わせて準備を進める旨回答、

⑤及び⑦については、防疫指針及び留意事項の修正のほか、豚熱については、野生イノシシの感染状況等を踏まえてサーベイランス強化通知等で対応する。

これらの回答及び対応案が小委に示され、部会に報告することが了承された。

さらに、防疫指針を変更するときには、家畜伝染病予防法に基づ

き、都道府県の意見を聴くことされている。本日配付されている案（資料3～8）については、都道府県から提出のあった意見（資料2）も踏まえて修正されている。

以上を踏まえ、本小委としては、本案は、豚熱予防的ワクチンの確実かつ継続的な接種体制並びに家畜及び野生動物における発生時の野生動物対策の強化が図られる変更内容となっており、豚熱等の疾病の発生予防・まん延防止が確保できるものとする。

以上